

## うるま市総合教育会議傍聴要領

平成27年10月23日

うるま市総合教育会議決定

(趣旨)

第1条 この要領は、うるま市総合教育会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で、自己の住所及び氏名等を受付簿に記入し、係員の指示にしたがって傍聴席に入らなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

2 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴しようとする者が前項の定員を超える場合であって、会議が必要と認めるときは、抽選によることができる。

(傍聴の禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他、傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 帽子をかぶらないこと。
- (6) 携帯電話、パソコン等の情報通信機器の電源を切ること。ただし、市長の許可を得たものは、この限りではない。
- (7) その他会議の妨害となるような挙動をしないこと。

2 市長は、前項各号の事項を守らない者があるときは、これを制止し、これに従わない場合は、退場を命ずることができる。

(撮影、録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、写真若しくは動画の撮影又は録音をしないこと。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議が非公開とされたとき、又は退場を命ぜられたときは、係員の指

示に従い、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成27年10月23日から施行する。